

「孤独死・孤立死」の実態把握に関するワーキンググループ（第1回） 議事要旨

1. 日時 令和6年9月24日(火) 14:00～15:50

2. 場所 オンライン開催（株式会社日本リサーチセンター会議室）

3. 出席者

構 成 員：石田 光規 早稲田大学文学学術院文化構想学部 教授（座長）

金涌 佳雅 日本医科大学大学院医学研究科 大学院教授

斉藤 雅茂 日本福祉大学社会福祉学部 教授

有 識 者：田高 悦子 北海道大学大学院保健科学研究院創成看護学分野 教授

オブザーバー：警察庁、厚生労働省

事 務 局：内閣府孤独・孤立対策推進室、株式会社日本リサーチセンター

4. 議題

- (1) 「孤独死・孤立死」の実態把握に関するワーキンググループの設置について
- (2) 「孤独死・孤立死」の実態把握に関する昨年からの経緯について
- (3) 「今後の検討の方向性」に沿った検討について
- (4) その他

5. 配付資料

資料1：「孤独死・孤立死」の実態把握に関するワーキンググループの設置について

資料2：「孤独死・孤立死」の実態把握に関する昨年からの経緯

資料3：中間論点整理のポイント

資料4：警察庁公表資料（警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者～令和6年上半期（1～6月）暫定値～）

資料5：今後の検討の進め方（案）

参考1：中間論点整理

参考2：「孤独死・孤立死」に関する国会質疑等

6. 議事要旨

(1) 「孤独死・孤立死」の実態把握に関するワーキンググループの設置について

事務局（内閣府）から、資料1に基づき説明。

- ・ 「孤独・孤立の実態把握に関する研究会」のワーキンググループとして、「孤独死・孤立死」の実態把握に関するワーキンググループを設置する。
- ・ 本日は、構成員に加え、孤独・孤立の実態把握に関する研究会の委員である田高教授も参加（資料1中の3.（2）「座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求めその意見を聞くことができる。」との規定に基づくもの）。

(2)「孤独死・孤立死」の実態把握に関する昨年からの経緯について

事務局（内閣府）から、資料2及び3に基づき昨年（令和5年）からの経緯について説明。警察庁から資料4に基づき警察庁公表資料について説明。主な意見は以下の通り。

- ・ 警察庁が大変重要な資料をとりまとめたことに御礼申し上げたい。
- ・ 「警察取扱死体」という語義について、年間150万人が亡くなられる中の3万7千人というのは、「事件性を有する」という意味か。
 - 日本で亡くなられた方の約1割強を警察で取り扱っている。事件性とは必ずしも関係ない。病院で亡くなられていない方や、在宅医療にかかっておらず自宅で亡くなられ死体検案書を作成するような事例、自殺も含まれる。
- ・ 資料4の経過日数別のデータに関連し、監察医務院のデータでは「2～3日」経過した死体の割合が高いのだが、警察庁のデータだと、死体が発見されて警察が認知し、警察の検視を経てから死体検案するということになるので、「0～1日」の割合が多くなっている。死亡から発見までをより正確にデータに反映しており、非常に貴重なデータである。
 - ・ 例えば、誰かの家に行ったときに亡くなっていた方を見出し、まず警察に通報すれば、「警察取扱死体」になるのではと思うが、その後に医師が検案をするようなものは監察医務院の統計に入ってくるのか。
 - 監察医に持ち込まれるのは基本的に事件性のないもの。
 - ・ 警察取扱死体の中には事件性のあるものも入っていると思うが、警察案件の中で、殺人事件であろうと考えられるものは、この件数の中のどれくらいなのか。
 - 一目で明らかに殺人事件だというものもあるが、その後の捜査によって事件性があると判断されるまでに時間を要する案件もあり、把握が困難。調査結果には、そうしたものも含んでいる。
 - ・ 殺人事件の件数は法務省の統計によれば概ね800件程度だったと思う。それが全て一人暮らしの方というわけではないし、警察庁のデータにいう3万7千体のうち多くが殺人事件のものではないわけだから、これくらいの誤差だ、ということを示していくのではないか。そこまで多く殺人事件が含まれていないということは分かるのではないか。
- ・ 政策にも反映できるという意味で、可能であれば性別のデータも提供いただけるとありがたい。
 - 承知した。準備して対応する。

(3)「今後の検討の方向性」に沿った検討について

- ・ 事務局（内閣府）から資料5に基づき説明。主な意見は以下の通り。

【警察庁データについて】

- ・ 前回（昨年度）ワーキンググループの中間論点整理で今後の検討の方向性を提示し、その中で、既存のデータや新たなデータの利活用や推計の精緻化について議論してきた。前回までは東京都監察医務院のデータしかなく、東京23区がベースであることから過大に見積もってしまう可能性が高いため、全国推計の際にどのようにして地方の状況を反映できるかという観点から、地方の単身世帯の率を考慮しつつ推

計値を出すというような議論をした。状況が変わって警察庁からデータが出てきたので、こちらを基に何ができるかを考えていった方が良いのではないかと。

- ・ ニッセイ基礎研究所の推計においては、警察庁データのようなものがなかったもので、東京都監察医務院のデータを使ったもの。全国数値が把握できるような有用な統計があるのであれば、それを使って推計を行うほうが良い。
- ・ 今回警察庁から報告していただいた統計データをもとに、今後の検討を進めていくことで異論はない。
- ・ 孤立死の問題はもしかすると高齢層よりも壮年層の問題なのかもしれないと考えている。孤立死の総数を出すことも大事だが、発生率も重要ではないかと。
- ・ 警察取扱死体のみを対象とすることは悪くないと思っているが、留意点が2点。
1点目は、分母（総死体）に対して今回このデータなのかを押さえること。
2点目は、過大評価なのか、過小評価なのかということ。過小の要素と過大の要素があるので最終的には判断しづらいと思うが、そういう点を含めて提示するのがフェアではないかと思う。
- ・ 警察取扱死体をベースとした結果、殺人事件など、本来孤独死に含むべきではないものが少数ながら含まれる一方、本当は孤立死の現象に含まれるべきものののに除外されるケースにどのようなものがあるのか。あるのであれば、それをワーキンググループとして検討していくべきで、こうした誤差があり得ることを示した上で数字を示せば、非常に大事な資料になるのではないかと。
- ・ 「警察取扱死体であること」を定義に加えることは考えられるか。
→ 最終的な形としては、概念的定義を出し、操作的定義を出し、実際どのように測定したかを提示していく必要がある。その際に操作的定義を見直す必要があるのかも検討していければよい。

【警察を経由せずにかかりつけ医が死亡診断書を書くケースについて】

- ・ かかりつけ医だとしても、その方の家に行って亡くなっていたら、まずは警察に通報するのではないかとと思われるので、警察を経由せずにかかりつけ医が死亡診断書を作成するケースはあまりないのではないかと。
→ 訪問診療の場合でも死亡診断書が発行されるパターンは存在する。死後24時間を超えても、死因がかかりつけの病気であることが明らかであれば死亡診断書を作成できるという運用にはなっている。
- 確かに、そのようなケースは理論上ありうるが、後々トラブルの元になりかねないし、責任を抱え込むことになるため、一般の在宅医はあまり行わず警察に任せたいと思うだろう。従って、単身者でかかりつけ医がいても警察取扱となって死体検案書が出てくるといふ事例が多いと考える。
- ・ かかりつけ医が責任をもって死亡診断書を書けるような関係であれば、孤立死・孤独死とは全く違う種類のものとも考えられるのではないかと。

【殺人事件について】

- ・ 殺人事件の件数で、一人暮らしの方が被害者になった件数は分かるのか。
→ 犯罪統計で世帯の扱いがどうなっているか分からず、今この場でお答えすることは困難。

- ・ 単身世帯で発生した殺人事件の件数が分かれば、誤差の説明ができるのではないかな。
- ・ 殺人の事例と「事件性がある」では大きな開きがあるので注意深くするべき。

【死亡場所について】

- ・ 自宅を「居宅を基本にする」とすれば少し扱いやすくなるのではないかな。
- ・ 「屋外などは含めず」としているのは、屋外で事件性がある場合を除く趣旨。行旅死亡人やホームレスの方が死亡して発見された場合が該当するが、正確な数値はわからないので、どれくらい「ずれ」が生じるのかを可能な限り説明することに尽きる。
- ・ 例えば社会保険施設や老人ホームの場合、ホテルなどに止宿している場合など、単純な一軒家やマンションと居住形態が異なる場合もある。
→ 監察医務院のデータでも、たとえ一人部屋であったとしても、社会福祉施設は除外されている。警察庁のデータとも互換性がある。

【一人暮らし以外の複数人世帯について】

- ・ 監察医務院のデータでは世帯人員が2名以上で発生したものは把握できるが、揃って亡くなった状態で発見されたという事案について、統計として把握できていない。マスメディアで見る事例はあるが、結局分からない。

【自殺の扱い、生前の状況、看取りの有無】

- ・ 自殺については除外しないということで議論してきたが、これは警察庁のデータとも整合性が取れている。
- ・ 中間論点整理に自殺統計の集約分析についての記述があるが、どのように取り扱うイメージになるか。
→ 自殺統計の中で、自殺の原因に「孤独」という項目が設けられたことから、参考に見ていく必要があるとしたもの。自殺統計を推計にそのまま活用するということではない。
- ・ 生前の状況や看取りの有無については把握することができないので、補足データをなるべくつける必要があるのではないかな。

【年齢基準について】

- ・ 幅広い年齢層と階層とすべき。今回は年齢階層別のデータが警察庁から出てきたので、大変参考になる。

【死亡経過日数について】

- ・ 事故の件数については未把握とのことなので「事件及び事故」と2つ入れたらどうか。
- ・ 転んで頭を打って亡くなってしまい数日経ったら事故にあたる気はするが、それはそれで孤立死ではないかという印象。
- ・ 死亡経過日数について、性年齢階層別のデータも出してほしい。
→ 承知した。